

平成27年1月30日
愛荘町役場管理課

前払金および中間前払金の支払い限度額撤廃について

愛荘町が発注する建設工事の前払金および中間前払金の総額は、2億円が限度となっていました。平成27年4月1日以降に契約する工事からこの限度額を撤廃します。

1. 改正内容

支払限度額 2億円 → 制限なし

ただし、前払金は請負代金額の4割以内、中間前払金は2割以内

2. 適用時期

平成27年4月1日以降に契約する工事から適用します。

3. 関係法規

愛荘町建設工事執行規則

愛荘町建設工事請負契約約款